# 業務委託契約書 (案)

- 1. 委託業務名 那覇浄化センター場内施設スカム除去業務委託 (R7)
- 2. 履行場所 那覇浄化センター
- 3. 履行期間 自 令和 年 月 日 至 令和8年3月31日
- 4. 契約金額 金●●●円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金●●●円)
- 5. 契約保証金 免除 (沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号から第 3 号に該当する場合。)

上記委託業務について、委託者 沖縄県下水道事務所 所長 宮里 政規と、 受託者 ●● 代表取締役 ●● ●とは、次の条項によって委託契約を締 結し、信義誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者 住 所 宜野湾市伊佐3丁目12番1号

名 称 沖縄県下水道事務所 氏 名 所 長 宮里 政規

受託者 住 所

名 称

氏 名

(総則)

- 第1条 受託者(以下「乙」という。)は、別冊仕様書及び「廃棄物の処理及 び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)等関係法令に基づき、頭 書の契約金額をもって、頭書の委託業務(以下「業務」という。)を誠実に 履行しなければならない。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない事項があるときは、委託者(以下「甲」という。)と乙が協議して定める。

(委託内容)

- 第2条 廃掃法施行令第6条の2第4項により、甲乙が業務の内容等について 互いに確認したのは以下の各号のとおりである。
  - (1) 乙の事業範囲

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

・収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県 :沖縄県

許可の有効期限:令和●年(20●●年)●●月●●日

事業範囲 : 別紙許可証 (写し) のとおり許可の条件 : 別紙許可証 (写し) のとおり許可番号 : 第●●●●●●●●●●号

(2) 委託する産業廃棄物の種類及び数量

・スカム (汚泥)予定数量 100 m<sup>3</sup>

(3) 運搬の最終目的地

乙は、甲から委託された(2)の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的 地に搬入する。

氏名 :株式会社環境ソリューション 代表取締役 吉里 光広

住所 : 沖縄県沖縄市字登川 3 3 2 0 番地 1 所在地 : 沖縄県沖縄市字登川 3 3 2 0 番地 1

(4) 積替保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

(5) 適正な処理に必要な情報の提供

性状: 汚泥

荷姿:バラ

・腐敗、揮発等性状の変化に関する事項:

腐敗する 揮発性なし

・他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項:

混合しない

なお、内容に変更があったときは、速やかにその旨を乙に書面をもって通知するとともに、本契約書に添付する。

## (6) 受託業務終了時の報告

乙は、当該業務終了時に速やかに業務完了通知書を提出すること。

#### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。

## (再委託の禁止)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集若しくは運搬を他人に委託 してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の 基準に従う場合は、この限りではない。

## (業務の調査)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の状況について調査し、 報告を求めることができる。

# (業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、若しくは一時中止 あるいは打ち切ることができる。この場合において、契約金額を変更する必 要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

#### (第三者に及ぼした損害)

第7条 業務の遂行により第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において 賠償する。ただし、甲の責に帰する事由による場合においては、甲の負担と する。

#### (秘密の保持)

第8条 乙は、契約の履行にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## (従業員の確保)

第9条 乙は、いかなる場合でも作業に必要な従業員を確保し、業務に支障を きたすことのないように努めなければならない。

## ( 労務管理等)

第10条 乙は従業員の労務管理並びに安全衛生管理については、十分な注意を 払い事故の防止に努めなければならない。 (委託料の請求)

第11条 乙は、甲の検査合格を得てその代金の支払を甲に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第12条 甲は、前条による請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う ものとする。

(消費税率の改定)

第13条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(甲の解除権)

- 第14条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 契約を履行しないとき、又は契約履行の見込みがないと認められたとき。
  - (2) 関係法令、規則等に違反したとき。
  - (3) 前各号のほか、契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。
  - (4) 次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。)第 2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である と認められるとき。
    - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
    - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は 関与していると認められるとき。
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められるとき。
    - カ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に 利用するなどと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、乙は、契約金額の10分の1に 相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

## (乙の解除権)

- 第15条 乙は甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除すること ができる。
  - (1) 甲が委託料の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。
  - (2) 前号のほか、甲がこの契約に違反し、契約の目的を達することができなくなったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、業務の履行部分について甲は相当 と認められる代価を支払うものとする。

## (履行遅滞の場合における違約金)

- 第16条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条の規定に 基づき定められた率の割合で計算した額とする。
- 3 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超 えるときは、その超える額を徴収する。

#### (疑義)

第17条 この契約に定めのない事項、又は疑義については関係法令によるほか、 必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。